6監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項並びに福岡市監査基準第18条及び第20条第1項の規定によりその結果を公表する。

令和6年2月29日

 福岡市監査委員
 阿 部 真之助

 同
 篠 原 達 也

 同
 水 町 博 之

 同
 本 野 正 紀

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び福岡市監査基準第15条第1項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第1号、第3号及び第2項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

- 1 財政援助団体監査
- (1) 監査の対象事務

各団体の財政援助に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施 した。

(2) 監査の対象団体及び区分

公益社団法人福岡貿易会 (事務監査)

(所管課)経済観光文化局海外ビジネス支援課

- 2 出資団体監査
- (1) 監査の対象事務

事務監査は各団体の出資に係る出納その他の財務に関する事務の執行を、工事監査は各団体の工事等を対象として実施した。

- (2) 監査の対象団体及び区分
 - ア 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団 (事務監査・工事監査) (所管課)総務企画局国際政策課
 - イ 公益財団法人福岡市施設整備公社(事務監査・工事監査)

(所管課) 財政局アセットマネジメント推進課

ウ 公益財団法人九州先端科学技術研究所(事務監査・工事監査)

(所管課) 経済観光文化局新産業振興課

- エ 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー (事務監査・工事監査) (所管課)経済観光文化局観光産業課
- オ 公益財団法人福岡市教育振興会(事務監査・工事監査) (所管課)教育委員会教育支援課
- 3 公の施設の指定管理者監査
 - (1) 監査の対象事務

各団体の指定管理に係る出納その他の財務に関する事務の執行を対象として実施 した。

- (2) 監査の対象団体及び区分
 - ア 一般財団法人公園財団(事務監査)(所管課)住宅都市局運営課
 - イ チーム里の環(事務監査)

(所管課) 住宅都市局運営課

- ウ 株式会社福岡植木(事務監査) (所管課)住宅都市局運営課
- 工 安藤造園土木株式会社(事務監査)

(所管課) 住宅都市局運営課

オ 九州グラウンド株式会社(事務監査)

(所管課) 住宅都市局運営課

カ 木下緑化建設株式会社(事務監査)

(所管課) 住宅都市局運営課

キ 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会(事務監査)

(所管課) 住宅都市局運営課

ク 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会(事務監査)

(所管課)教育委員会人権・同和教育課

- 第3 監査の実施内容及び着眼点(評価項目)
 - 1 財政援助団体監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

2 出資団体監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表1から別表3までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施した。

なお、事務監査では、団体ごとに重点事項を設定し監査を実施した。

また、工事監査では、「計画」、「設計」、「積算」、「契約」、「施工」、「検査」、「維持管理」及び「委託」に分類し、複数の団体を横断して重点的に監査を実施する事項(重点事項)として「契約変更」を設定し監査を実施した。公益財団法人福岡市施設整備公社については、総合評価落札方式により契約された工事の落札者の選考過程についても監査を実施した。

3 公の施設の指定管理者監査

監査は、前記の対象事務が合規性・正確性に加え、経済性・効率性・有効性の視点から、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係者から説明を聴取するなどして実施した。

なお、各団体を横断的にチェックする重点事項として、「利用者の安全確保のため の施設管理」を設定し監査を実施した。

第4 監査委員の除斥

監査委員 水町博之は、平成28年4月1日から令和2年3月31日まで公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団の監事の職にあったため、同法人に係る監査について、 地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 団体の概要及び監査の結果

(財政援助団体監査)

- 1 公益社団法人福岡貿易会
- (1) 団体の概要
 - ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号
 - イ 設立年月日 昭和49年12月7日
 - ウ 設立の目的 福岡地区及び周辺経済圏の貿易を振興し、地域経済の発展を図る ことを目的とする。
 - エ 事業内容 (ア) 貿易情報及び貿易資料の提供
 - (イ) 貿易に関する講演会・懇談会・説明会等の開催
 - (ウ) 海外視察団の派遣または招へい
 - (エ) 外国航路及び貿易関係機関の誘致等による地域の貿易環境整備 推進
 - (オ) アジア経済交流センターにかかる事業
 - (カ) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員28名、職員4名(令和5年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、事業費として、令和4年度に2,700万円の負担金を交付している。なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は1名で兼務はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年10月から同5年9月まで

実施期間 令和5年8月17日から同年9月21日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

- 1 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団
- (1) 団体の概要
 - ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区店屋町4番1号
 - イ 基本財産 32億5,220万円(令和5年6月30日現在)
 - ウ 設立年月日 平成2年6月11日
 - エ 設立の目的 アジア太平洋博覧会―福岡'89の成功を記念するとともに、アジアに開かれた福岡の歴史、文化、その他の特性を生かした国際交流を促進する活動を行うことにより、市民一人ひとりが多様性を認め合いながら国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与し、地域の発展と国際平和に貢献することを目的とする。
 - オ 事業内容 (ア) アジア太平洋博覧会―福岡'89 を記念する事業
 - (イ) 市民の国際交流を促進する事業
 - (ウ) 在住外国人及び外国人学生を支援する事業
 - (エ) グローバル人材を育成する事業
 - (オ) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
 - カ 役員及び職員数 役員9名、評議員6名、職員18名(令和5年7月1日現在)
- (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち9億円(出捐率27.7%)を出捐している。さらに、 運営費及び事業費として、令和4年度に9,152万3,570円の補助金を交付している。 なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は6名、兼務は3 名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年9月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月7日まで

(工事監査) 対象期間 平成31年4月から令和5年3月まで 実施期間 令和5年6月29日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 公益財団法人福岡市施設整備公社

- (1) 団体の概要
 - ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区長浜三丁目11番3号
 - イ 基本財産 2億円(令和5年6月30日現在)
 - ウ 設立年月日 平成12年3月1日
 - エ 設立の目的 公共建築物の維持保全に関する業務及び調査研究を行うとともに、 その成果を一般に普及することにより、建築物の安全性と機能性の 確保を図り、もって市民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与する ことを目的とする。
 - オ 事業内容 (ア) 公共建築物の維持保全に関する調査研究及び普及等事業
 - (イ) 公共建築物の維持保全、管理等に関する事業
 - (ウ) 学校施設等の建設、貸付け及び譲渡に関する事業
 - (エ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - カ 役員及び職員数 役員8名、評議員6名、職員36名(令和5年7月1日現在)
- (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出捐している。さらに、総額224億円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について損失補償を行っている。また、福岡市は市有建築物の保全業務等の委託を行い、その委託料総額は令和4年度において34億4,400万7,119円となっているとともに、学校建設事業資金として、6,266万2,411円(令和5年6月30日現在)の貸付を行っている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は19名、兼務は4 名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年11月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月14日まで

(工事監査)対象期間 令和2年4月から同5年3月まで 実施期間 令和5年6月29日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

- ア 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
 - (ア) 共通費、地業工事及び金属工事の積算を適正に行うべきもの 西都地区新設小学校校舎棟新築工事 [総合評価] [No.1]

(契約金額17億9,985万9,600円)

本工事は小学校の校舎を新築する工事である。

共通費の算定において、汚泥運搬費の共通費の率の適用を誤った結果、過

大な積算となっていた。

また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、地業工事(地盤改良)及び金属工事(鋼製床組)において査定率を誤った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局施設建設課関連)

(イ) 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

西都地区新設小学校新築空調設備工事 [総合評価] [No.3]

(契約金額1億8,452万8,300円)

本工事は小学校の新設に伴う空調設備工事である。

空調設備工事の積算において、全熱交換器について誤って仕様に合致しない見積りを採用して単価を決定していた。また、給食室フードやダクト材の見積りに対する査定率の適用が誤っていた。さらに、ダクト材の単価適用が誤っており、集中リモコンの設定費や資材の搬入費を誤って計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。

集中リモコンについて誤って過大な仕様の見積りを採用して単価を決定していた。また、ダクト材の単価適用が誤っており、冷媒管保護カバーの数量が誤っていた。その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課、財政局設備課関連)

イ 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの「重点事項]

西都地区新設小学校新築空調設備工事 [総合評価] [No.3]

(契約金額1億8,452万8,300円)

本工事は小学校の新設に伴う空調設備工事である。

関連工事との工程調整のため工期延長の契約変更を行っていたが、積算において共通費を算定するために用いる工期Tについて、当初設計では規定の算定式により契約予定日を算出し、それを工期の始期として工期Tを決定していたが、契約変更の際に工期の始期を実際の契約日に変更して工期Tを決定していた。

しかしながら、契約変更において、工期Tの決定に際し工期の始期を変更することについては、受注者と協議をされておらず、また、工期延長にかかる金額変更の対象ではないため、当該契約変更に含めるべきではなかった。

今後は、適正な契約変更に努められたい。

(施設課)

- ※「] 内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す
- ※「重点事項」は、今期の工事監査の重点事項である「契約変更」に係る注意事 項であることを示す
- ※ [総合評価] は、当該工事が総合評価落札方式により契約されたものであるこ とを示す
- 3 公益財団法人九州先端科学技術研究所
- (1) 団体の概要
 - ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目1番22号
 - イ 基本財産 3億円(令和5年6月30日現在)
 - ウ 設立年月日 平成7年12月25日
 - エ 設立の目的 アジア太平洋を中心とした国際的な産学官の協調の下で、システ ム情報技術(コンピュータを活用して既存の社会システムを再構築 し、円滑に運用するために必要となるシステム化技術及びその基盤 となる情報技術をいう。)、ナノテクノロジーなどの先端科学技術並 びに関連する科学技術(以下「先端科学技術等」という。)の分野 に関する研究開発、内外関係機関との交流及び協力、コンサルティ ング、情報の収集及び提供、人材育成等を行うことにより、地域の 関連企業の技術力・研究開発力の向上及び先端科学技術等の発展と 新文化の創造を図り、もって九州地域における先端科学技術等に係 る産業の振興と経済社会の発展に資することを目的とする。

- オ 事業内容 (ア) 先端科学技術等の分野に関する研究開発
 - (4) 先端科学技術等の分野に関する内外関係機関との交流及び協力
 - (ウ) 先端科学技術等の分野に関するコンサルティング
 - (エ) 先端科学技術等の分野に関する情報の収集及び提供
 - (オ) 先端科学技術等の分野に関する人材育成
 - (カ) 先端科学技術等の分野に関する産学官連携による新産業・新事 業の創出支援
 - (キ) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために 必要な事業
- カ 役員及び職員数 役員13名、評議員6名、職員35名(令和5年7月1日現在)
- (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2億5千万円(出捐率83.3%)を出捐している。 また、運営費及び事業費として、令和4年度に2億9,868万7,950円の補助金を交付 している。さらに、オープンデータをAPIで利用できるよう登録する業務の委託 を行い、その委託料総額は令和4年度において4万70円となっている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は4名、兼務は2

名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年9月から同5年9月まで

実施期間 令和5年8月17日から同年9月22日まで

(工事監査) 対象期間 平成31年4月から令和5年3月まで 実施期間 令和5年6月29日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

- 4 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー
- (1) 団体の概要
 - ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区大名二丁目5番31号
 - イ 基本財産 7億9,600万円(令和5年6月30日現在)
 - ウ 設立年月日 昭和62年9月1日
 - エ 設立の目的 福岡市及び周辺地域との緊密な連携のもとに、観光客の誘致、コンベンション (国際・国内の各種会議、展示会等をいう。) の誘致 等を行うことにより、福岡市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって国際、国内観光の振興による人的交流の促進並び に地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。
 - オ 事業内容 (7) 観光客の誘致及び受入
 - (イ) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援
 - (ウ) 観光・コンベンション都市福岡の広報及び宣伝
 - (エ) 観光及びコンベンションの調査、企画及び開発
 - (オ) 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供
 - (カ) 福岡市からの委託による受託事業の管理運営
 - (キ) 旅行業法に基づく旅行業
 - (ク) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員11名、評議員7名、職員30名(令和5年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち7億5,500万円(出捐率94.8%)を出捐している。また、運営費及び事業費として、令和4年度に3億4,711万9,377円の負担金を交付している。さらに、ボートレース福岡の宣伝・PR業務の委託を行い、その委託料総額は令和4年度において330万円となっている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は5名、兼務は2

名である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和元年9月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月28日まで

(工事監査) 対象期間 平成31年4月から令和5年3月まで 実施期間 令和5年6月29日から同年10月31日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の対象となる工事等はなかった。

- 5 公益財団法人福岡市教育振興会
- (1) 団体の概要
 - ア 主たる事務所の所在地 福岡市中央区天神一丁目8番1号
 - イ 基本財産 6.118万円(令和5年6月30日現在)
 - ウ 設立年月日 昭和34年7月27日
 - エ 設立の目的 福岡市の教育の振興発展を図るため、主として幼児、児童及び生 徒に係る教育的援助並びに福祉厚生を行うことを目的とする。
 - オ 事業内容 (ア) 幼児教育の振興に関する事業
 - (イ) 児童及び生徒の国際性を高めるための海外姉妹校交流事業及び 高校生留学支援事業
 - (ウ) 中学生の進路保障のため、高等学校進学奨学金の貸与
 - (エ) 離島・僻地出身高等学校進学者への助成事業
 - (オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員10名、評議員6名、職員8名(令和5年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち2,885万378円(出捐率47.2%)を出捐している。 さらに、運営費及び事業費として令和4年度に4,999万5,920円の補助金を交付する とともに、奨学金貸与の資金として46億6,581万7,000円の貸付を行っている。

なお、上記役員、評議員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は7名で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 令和元年10月から同5年10月まで実施期間 令和5年8月17日から同年10月5日まで

(工事監査) 対象期間 平成31年4月から令和5年3月まで 実施期間 令和5年6月29日から同年10月31日まで (4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の対象となる工事等はなかった。

(公の施設の指定管理者監査)

- 1 一般財団法人公園財団
- (1) 主たる事務所の所在地 東京都文京区関ロー丁目47番12号
- (2) 監査に係る公の施設

福岡市雁の巣レクリエーションセンター

ア 所 在 地 福岡市東区大字奈多

イ 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

ウ 施 設 概 要 施設内容 軟式野球場11面、硬式野球場2面、ソフトボール場5 面、球技場6面、少年野球場1面、テニス・バレー コート4面、多目的グラウンド3面、その他(サイク リングコース、レジャー農園、駐車場等)

公園面積 66.2ha

工 設置年月日 昭和46年4月12日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において1億7,176万3,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

- 2 チーム里の環
- (1) 主たる事務所の所在地

ア 代表団体 株式会社エスティ環境設計研究所 福岡市博多区須崎町12番8号 イ 構成団体 九州林産株式会社 福岡市南区野間三丁目7番20号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園(かなたけの里公園)

ア 所 在 地 福岡市西区大字金武

イ 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施 設 概 要 施設内容 体験畑、花畑、果樹園、分区園、芝生広場、竹林、駐 車場、管理棟(研修室)、屋外炊事棟、農機具倉庫等

公園面積 11.5ha

- 工 設置年月日 平成23年8月15日
- オ 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において7,201万5,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

- 3 株式会社福岡植木
- (1) 主たる事務所の所在地 福岡市城南区梅林四丁目 11 番 12 号
- (2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立霊園等(平尾霊園)

- (ア) 所 在 地 福岡市南区平和四丁目
- (イ) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施 設 概 要 施設内容 普通墓所、合同式墓所、樹林地、管理棟ほか 公園面積 21.6ha
- (工) 設置年月日 昭和30年10月1日
- (オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市立霊園等(三日月山霊園)

- (7) 所 在 地 福岡市東区大字香椎
- (イ) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施設概要 施設内容 普通墓所、公園広場、樹林地、管理棟ほか 施設面積 21.3ha
- (工) 設置年月日 昭和56年7月16日
- (オ) 利用料金制 導入なし
- ウ 福岡市立霊園等(西部霊園)
- (7) 所 在 地 福岡市西区大字羽根戸
- (4) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施 設 概 要 施設内容 普通墓所、芝生墓所、公園広場、樹林地、管理棟 ほか

公園面積 16.9ha

- (工) 設置年月日 平成2年9月27日
- (オ) 利用料金制 導入なし
- 工 福岡市立霊園等(鴻巣山緑地)
- (ア) 所 在 地 福岡市中央区小笹一丁目及び南区平和四丁目
- (イ) 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施 設 概 要 施設内容 樹林地 公園面積 10.4ha
- (工) 設置年月日 昭和30年10月1日
- (オ) 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において1億2,767万3,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

- 4 安藤造園土木株式会社
- (1) 主たる事務所の所在地 福岡市早良区西新二丁目1番54号
- (2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市公園(楽水園)

- (ア) 所 在 地 福岡市博多区住吉二丁目及び住吉三丁目
- (イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施 設 概 要 施設内容 集会室、土蔵、博多塀、池泉廻遊式庭園、その他 (駐車場等)

公園面積 2,911 m²

- (工) 設置年月日 平成7年8月28日
- (オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市公園(松風園)

- (7) 所 在 地 福岡市中央区平尾三丁目
- (イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施設概要 施設内容 茶室棟、野点広場、その他(駐車場等)施設面積 2,402㎡
- (工) 設置年月日 平成18年11月27日

- (オ) 利用料金制 導入なし
- ウ 福岡市公園(友泉亭公園)
- (ア) 所 在 地 福岡市中央区笹丘一丁目及び城南区友泉亭
- (イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施 設 概 要 施設内容 本館、茶室、池泉廻遊式庭園、その他(駐車場等)

公園面積 11,259 m²

- (工) 設置年月日 昭和56年4月27日
- (オ) 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において7,668万9,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

- 5 九州グラウンド株式会社
- (1) 主たる事務所の所在地

福岡市東区和白東二丁目1番44号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市公園(今津運動公園)

ア 所 在 地 福岡市西区今津

イ 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

ウ 施 設 概 要 施設内容 体育館、球技場 2 面、テニスコート18面、壁打ちコート1 面、多目的グラウンド、芝生広場、硬式野球場1 面、その他(遊具広場等)

公園面積 30.8ha

工 設置年月日 平成4年4月27日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において1億4,830万7,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

- 6 木下緑化建設株式会社
- (1) 主たる事務所の所在地 福岡市南区長丘三丁目13番27号
- (2) 監査に係る公の施設

福岡市公園(桧原運動公園)

ア 所 在 地 福岡市南区大字桧原、桧原五丁目、桧原六丁目及び大字柏原

イ 指定期間 令和3年4月1日から同8年3月31日まで

ウ 施 設 概 要 施設内容 硬式野球場1面、テニスコート7面、多目的広場、自由広場、遊具広場、健康広場、その他(管理棟、駐車場等)

公園面積 13.6ha

工 設置年月日 平成5年12月9日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において6,765万円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 令和3年4月から同5年9月まで実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

- 7 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
- (1) 主たる事務所の所在地 福岡市中央区小笹五丁目1番1号
- (2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市公園(舞鶴公園)

- (7) 所 在 地 福岡市中央区城内
- (イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施設概要 施設内容 陸上競技場、庭球場3面、軟式野球場1面、球技場 1面、牡丹芍薬園、駐車場2カ所、濠、水路、そ の他(西広場、鴻臚館広場)

公園面積 39.3ha

- (工) 設置年月日 昭和35年3月24日
- (オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市公園(東平尾公園)

(7) 所 在 地 福岡市博多区東平尾一丁目、東平尾二丁目、東平尾三丁目、

東平尾公園一丁目、東平尾公園二丁目及び月隈一丁目

- (イ) 指定期間 令和3年4月1日から同7年3月31日まで
- (ウ) 施 設 概 要 施設内容 陸上競技場、庭球場20面、野球場2面、球技場1 面、弓道場、その他(大谷広場、展望台、遊歩道、 駐車場等)

公園面積 88.1ha

- (工) 設置年月日 昭和51年7月8日
- (オ) 利用料金制 導入なし
- (3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において5億8,155万1,800円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和3年4月から同5年9月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年9月29日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

8 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会

福岡市東区雁の巣一丁目6番20号

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 監査に係る公の施設

福岡市立雁の巣児童体育館

ア 所 在 地 福岡市東区雁の巣一丁目6番20号

イ 指定期間 令和2年4月1日から同7年3月31日まで

ウ 施設概要 施設規模 鉄骨造平屋建

施設内容 体育館、事務室、倉庫 他

敷地面積 842.16 m²

延床面積 427.23 m²

工 設置年月日 昭和46年4月1日

オ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、令和4年度において465万9,000円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 令和2年4月から同5年10月まで 実施期間 令和5年8月17日から同年10月5日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表 1 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団 監査を実施した工事等一覧表

	No.	工 事 名	契約金額	工期
	1	[契約金額250万円以下工事等]	2, 112, 000円	令和2年1月9日から
		福岡市国際会館居室扉錠前取替		令和2年3月25日まで
	2	[契約金額250万円以下工事等]	792, 000円	令和4年4月1日から
		福岡市国際会館エレベーター保守点検業務		令和5年3月31日まで

別表 2

公益財団法人福岡市施設整備公社 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契約金額	工期			
1	西都地区新設小学校校舎棟新築工事[総	1,799,859,600円	令和3年6月10日から			
	合評価]		令和5年1月15日まで			
2	西都地区新設小学校新築電気工事[総合	260, 653, 800 円	令和3年7月6日から			
	評価]		令和5年1月22日まで			
3	西都地区新設小学校新築空調設備工事[184, 528, 300 円	令和3年7月8日から			
3	総合評価]		令和5年1月22日まで			
緊急修繕等 20 件						

別表3

公益財団法人九州先端科学技術研究所 監査を実施した工事等一覧表

	No.	工 事 名	契約金額	工期
	1	公益財団法人九州先端科学技術研究所事務	13, 114, 297円	令和元年11月7日から
		所移転業務一式		令和2年1月31日まで